

札幌市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

令和6年（2024年）5月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市附属機関設置条例の一部を改正する条例

札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表1 市長の項札幌市福祉有償運送運営協議会の目の次に次のように加える。

札幌市医療体制 審議会	本市における医療体制についての審議に関すること。	15人以内	2年
----------------	--------------------------	-------	----

附 則

- この条例は、令和6年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 札幌市附属機関設置条例第4条第3項の規定による札幌市医療体制審議会の委員の委嘱のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（理 由）

本市における医療体制についての審議を行う附属機関を新たに設置するため、本案を提出する。